

景観法及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照表

○ 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（景観計画において建築物の形態意匠等の制限を定める場合の基準）</p> <p>第五条 法第八条第三項第二号の制限に係る同項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為（以下単に「開発行為」という。）の制限は、開発行為後の地貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度について定めること。</p> <p>三 略</p> <p>（届出を要しないその他の行為）</p> <p>第十条 法第十六条第七項第十一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 景観計画に定められた開発行為又は第二十二条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第七十三条第一項又は第七十五条第二項の規定に基づく条例で第二十三条第三号イ又はロ（第二十五条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為</p>	<p>（景観計画において建築物の形態意匠等の制限を定める場合の基準）</p> <p>第五条 法第八条第三項第二号の制限に係る同項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為の制限は、開発行為後の地貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度について定めること。</p> <p>三 略</p> <p>（届出を要しないその他の行為）</p> <p>第十条 法第十六条第七項第十一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p>

二 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第七十五条第一項の規定に基づく条例で第二十四条第一項第一号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等

三・四 略

(行為着手の制限の例外となる工事)

第十二条 法第十八条第一項、第六十三条第四項及び第六十六条第四項の政令で定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウエル工事、ケーソン工事その他基礎工事とする。

(景観重要建造物等の所有者に対する損失の補償に係る収用委員会の裁決の申請手続)

第十四条 略

(景観地区に関する都市計画に定められた制限に適合することを要しない形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定)

第十八条 法第六十二条ただし書の政令で定める他の法令の規定は、第十一号第二号、第六号及び第七号に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で建築物又はその部分の形態意匠に係るものとする。

(形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置による損害の補償に係る収用委員会の裁決の申請手続)

第十九条 法第七十条第二項の規定により土地収用法第九十四条第二項の規定による収用委員会の裁決を求めようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委

一・二 略

(届出後における行為着手の制限の例外となる工事)

第十二条 法第十八条第一項の政令で定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウエル工事、ケーソン工事その他基礎工事とする。

(収用委員会の裁決の申請手続)

第十四条 略

員会に提出しなければならない。

- 一 裁決申請者の氏名又は名称及び住所
 - 二 当該建築物の所在地
 - 三 当該建築物について裁決申請者の有する所有権その他の権利
 - 四 当該建築物の形態意匠、用途及び構造の概要
 - 五 法第七十条第一項の規定による命令の内容
 - 六 通知を受けた補償金額及びその通知を受領した年月日
 - 七 通知を受けた補償金額を不服とする理由並びに裁決申請者が求める補償金額及びその内訳
 - 八 前各号に掲げるもののほか、裁決申請者が必要と認める事項
- 2 前項の裁決申請書には、当該建築物に関する図面で国土交通省令で定めるものを添付しなければならない。

(報告及び立入検査)

第二十条 市町村長は、法第七十一条第一項の規定により、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主、設計者、工事監理者又は工事施工者に対し、当該建築物につき、その建築等に関する工事のうち屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分に係るものの計画又は施工の状況に関し報告させることができる。

2 市町村長は、法第七十一条第一項の規定により、その職員に、建築物の敷地又は工事現場に立ち入り、当該建築物の屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分及びこれらに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

1 (条例で景観地区内の工作物の形態意匠等の制限を定める場合の基準

第二十一条 法第七十二条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 工作物の形態意匠の制限は、当該景観地区に関する都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限と相まって、建築物及び工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように定めること。
- 二 工作物の高さの最高限度は、地域の特性に応じた高さを有する建築物及び工作物を整備し又は保全することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域、当該市街地が連続する山の稜線その他その背景と一体となって構成している良好な景観を保全するために特に必要と認められる区域その他一定の高さを超える工作物の建設等を禁止することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めること。
- 三 工作物の高さの最低限度は、地域の特性に応じた高さを有する建築物及び工作物を整備し又は保全することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めること。
- 四 壁面後退区域における工作物（土地に定着する工作物以外のものを含む。次号において同じ。）の設置の制限は、当該壁面後退区域において空地を確保することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めること。
- 五 前各号の制限は、工作物の利用上の必要性、当該景観地区内における土地利用の状況等を考慮し、地域の特性にふさわしい良好な景観の形成を図るため、合理的に必要と認められる限度において定めること。
- 六 景観地区工作物制限条例には、次に掲げる法第七十二条第一項の制限の適用の除外に関する規定を定めること。

イ 第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で工作物又はその部分の形態意匠に係るものに基づき当該工作物又はその部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定

(1) 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十五条第二項

(2) 道路交通法（昭和三十五年法律第一百五号）第四条第四項及び第五項、第六条第五項並びに第一百十四条の七

ロ 法第六十九条の規定の例による工作物についての適用の除外に関する規定

ハ 屋外広告物法第四条又は第五条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置についての適用の除外に関する規定

（条例で景観地区又は準景観地区内において規制をすることができる行為）

第二十二条 法第七十三条第一項及び第七十五条第二項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）
- 二 木竹の植栽又は伐採
- 三 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- 四 水面の埋立て又は干拓
- 五 特定照明

（条例で景観地区内において開発行為等について規制をする場合の基準）

第二十三条 法第七十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 開発行為又は前条各号のいずれかに該当する行為であつて、地域の特性、当該景観地区における土地利用の状況等からみて、当該景観地区における良好な景観の形成に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものについて規制をすること。

二 前号の行為（国の機関又は地方公共団体が行うものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ、市町村長の許可を受けなければならないものとする。この場合において、国の機関又は地方公共団体が同号の行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長に協議しなければならないものとする。

三 第一号の行為についての規制は、次に掲げるものによること。

イ 開発行為についての規制は、開発行為後の地貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、法第七十三条第一項の規定に基づく条例（以下この条において「景観地区開発行為等制限条例」という。）で、切土若しくは盛土によつて生じる法の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度を定めて行うこと。

ロ 前条各号に掲げる行為についての規制は、当該行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないように、景観地区開発行為等制限条例で、規制をする行為ごとに必要な行為の方法又は態様を定めて行うこと。

ハ 第一号の行為についてイ又はロの制限を定める場合において、これらの制限に相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、景観地区開発行為等制限条例は、当該景観

計画による良好な景観の形成に支障がないように定めること。

四 景観地区開発行為等制限条例には、次に掲げる行為についての第二号並びに前号イ及びロの制限の適用の除外に関する規定を定めること。

イ 第八条第三号及び第四号に掲げる行為

ロ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

ハ 第三十一条第一項の許可に係る行為

ニ 景観計画に法第八条第二項第五号ロに掲げる事項（当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項に限る。）が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

ホ 法第八条第二項第五号ハ(1)から(6)までの許可（景観計画に当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項がその基準として定められているものに限る。）に係る行為

ヘ 景観農業振興地域整備計画（当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項が定められているものに限る。）の区域内の農用地区域内における農業振興地域の整備に関する法律第十五条の第十五条の第一項の許可に係る行為

ト 都市計画法第二十九条第一項の許可（同法第三十三条第五項の規定に基づく条例に当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イの制限と同等以上のものと認められる制限がその基準として定められているものに限る。）に係る行為

チ 文化財保護法第四十三条第一項若しくは第二百二十五条第一項の許可に係る行為、同法第六十八條第一項の同意に係る同項第一

号の行為又は文化財保護法施行令第四条第二項の許可若しくは同条第五項の協議に係る行為

(条例で準景観地区内における建築物又は工作物について規制をする場合の基準)

第二十四条 法第七十五条第一項の政令で定める基準は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 法第七十五条第一項の規定に基づく条例で、イに掲げる制限を定めるほか、ロからニまでに掲げる制限のうち、当該準景観地区における良好な景観の保全を図るために必要と認められるものを定めて行うこと。

イ 建築物の形態意匠の制限

ロ 工作物の形態意匠の制限

ハ 工作物の高さの最高限度又は最低限度

ニ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六十八条の九第二項の規定に基づく条例で壁面の位置の制限が定められた場合における当該制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域における工作物(土地に定着する工作物以外のものを含む。)の設置の制限

二 法第七十五条第一項の規定に基づく条例で前号イ又はロに掲げる制限を定めたものには、当該条例の施行に必要な法第六十三条、第六十四条、第六十六条、第六十八条、第七十条及び第七十一条の規定の例による建築物の建築等又は工作物の建設等についての市町村長による計画の認定、違反建築物又は違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置のうち、当該制限の内容、当該準景観地区における土地利用の状況等からみて必要と認められるものを定め

ること。

三 法第七十五条第一項の規定に基づく条例で第一号ハ又はニに掲げる制限を定めたものには、当該条例の施行に必要な法第六十四条又は第七十一条の規定の例による工作物の建設等についての市町村長による違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置のうち、当該制限の内容、当該準景観地区における土地利用の状況等からみて必要と認められるものを定めること。

2 第二十一条の規定は、前項第一号の制限について準用する。この場合において、同条第一号中「工作物の形態意匠の制限は、当該景観地区に関する都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限と相まって」とあるのは「建築物又は工作物の形態意匠の制限は」と、同条第二号から第五号までの規定中「形成」とあるのは「保全」と、同条第二号中「市街地」とあるのは「地域」と、同条第四号中「壁面後退区域における」とあるのは「第二十四条第一項第一号二の区域における」と、「当該壁面後退区域」とあるのは「当該区域」と、同条第五号及び第六号口中「工作物」とあるのは「建築物又は工作物」と、同条第五号中「景観地区」とあるのは「準景観地区」と、同条第六号中「景観地区工作物制限条例」とあるのは「法第七十五条第一項の規定に基づく条例」と、「法第七十二条第一項」とあるのは「第二十四条第一項第一号」と、同号イ中「工作物又はその」とあるのは「建築物若しくは工作物又はこれらの」と読み替えるものとする。

(条例で準景観地区内において開発行為等について規制をする場合の基準)

第二十五条 法第七十五条第二項の政令で定める基準については、第二十三条の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「景観地

「区」とあるのは「準景観地区」と、同号及び同条第三号ハ中「形成」とあるのは「保全」と、同号イ中「第七十三条第一項の規定に基づく条例（以下この条において「景観地区開発行為等制限条例」という。）」とあるのは「第七十五条第二項の規定に基づく条例」と、同号ロ及びハ並びに同条第四号中「景観地区開発行為等制限条例」とあるのは「法第七十五条第二項の規定に基づく条例」と読み替えるものとする。

（条例で地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠について制限を行う場合の基準）

第二十六条 法第七十六条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 建築物又は工作物の形態意匠の制限は、建築物又は工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように行うこと。

二 地区計画等形態意匠条例には、次に掲げる法第七十六条第一項の制限の適用の除外に関する規定を定めること。

イ 第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものに基づき当該建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定

(1) 道路法第四十五条第二項

(2) 道路交通法第四条第四項及び第五項、第六条第五項並びに第百十四条の七

ロ 法第六十九条の規定の例による建築物又は工作物についての適用の除外に関する規定

(被災者が自ら使用するための応急仮設建築物の規模)

第二十七条 法第七十七条第一項第二号の政令で定める規模は、三十平方メートルとする。

(景観協定の締結から除外される土地)

第二十八条 略

(景観整備機構の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地)

第二十九条 略

一〇三 略

(景観協定の締結から除外される土地)

第十八条 略

(景観整備機構の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地)

第十九条 略

一〇三 略

改 正 案

現 行

（地域地区について都市計画に定める事項）
 第四条 法第八条第三項第三号の政令で定める事項は、面積並びに特定街区、景観地区、風致地区、臨港地区、歴史的風土特別保存地区、第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、流通業務地区及び伝統的建造物群保存地区については名称とする。

（地域地区について都市計画に定める事項）
 第四条 法第八条第三項第三号の政令で定める事項は、面積並びに特定街区、美観地区、風致地区、臨港地区、歴史的風土特別保存地区、第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、流通業務地区及び伝統的建造物群保存地区については名称とする。

（地区整備計画において定める建築物等に関する事項）
 第七条の六 法第十二条の五第六項第二号の建築物等に関する事項で政令で定めるものは、垣又はさくの構造の制限とする。

（法第十二条の五第六項第二号の政令で定める建築物等に関する事項）
 第七条の六 法第十二条の五第六項第二号の建築物等に関する事項で政令で定めるものは、建築物等の形態若しくは意匠の制限又は垣若しくはさくの構造の制限とする。

（地区計画等に定める事項のうち都道府県知事の同意を要するもの）
 第十四条の二 法第十九条第三項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項は、次の表の上欄各項に定める地区計画等の区分に応じてそれぞれ同表の下欄各項に定めるものとする。

（地区計画等に定める事項のうち都道府県知事の同意を要するもの）
 第十四条の二 法第十九条第三項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項は、次の表の上欄各項に定める地区計画等の区分に応じてそれぞれ同表の下欄各項に定めるものとする。

地区計画等	事項
略	略
市街化調整区域内において定める地区計画	一～四 略 五 建築物等に関する事項のうち、建築物の緑化率の最低限度、建築物等の形態若しく

地区計画等	事項
略	略
市街化調整区域内において定める地区計画	一～四 略 五 建築物等に関する事項のうち、建築物の緑化率の最低限度、建築物等の形態若しく

	略	略	は色彩その他の意匠の制限又は垣若しくはさくの構造の制限以外のもの
集落地区計画	略	略	六略
	一～三略	四	建築物等に関する事項のうち、建築物等の形態若しくは色彩その他の意匠の制限又は垣若しくはさくの構造の制限以外のもの

(届出を要する行為)

第三十八条の四 法第五十八条の二第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、工作物の建設及び次の各号に掲げる土地の区域内において行う当該各号に定める行為とする。

- 一 略
- 二 地区計画において建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められている土地の区域 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更
- 三 略

(通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第三十八条の五 法第五十八条の二第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一～三 略
- 四 第二号に掲げる建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更
- 五・六 略

	略	略	は意匠の制限又は垣若しくはさくの構造の制限以外のもの
集落地区計画	略	略	六略
	一～三略	四	建築物等に関する事項のうち、建築物等の形態若しくは意匠の制限又は垣若しくはさくの構造の制限以外のもの

(届出を要する行為)

第三十八条の四 法第五十八条の二第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、工作物の建設及び次の各号に掲げる土地の区域内において行う当該各号に定める行為とする。

- 一 略
- 二 地区計画において建築物等の形態又は意匠の制限が定められている土地の区域 建築物等の形態又は意匠の変更
- 三 略

(法第五十八条の二第一項第一号の政令で定める行為)

第三十八条の五 法第五十八条の二第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一～三 略
- 四 第二号に掲げる建築物等の形態又は意匠の変更
- 五・六 略

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第七章の三 略</p> <p>第七章の四 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造（<u>第百三十六条の二の九・第百三十六条の二の十</u>）</p> <p>第七章の五 型式適合認定等（<u>第百三十六条の二の十一―第百三十六条の二の十二</u>）</p> <p>第七章の六 指定確認検査機関等（<u>第百三十六条の二の十四―第百三十六条の二の十六</u>）</p> <p>第七章の七 建築基準適合判定資格者の登録手数料（<u>第百三十六条の二の十七</u>）</p> <p>第七章の八 工事現場の危害の防止（<u>第百三十六条の二の十八―第百三十六条の八</u>）</p> <p>第七章の九～第十章 略</p> <p>附則</p> <p>（建築物の建築に関する確認の特例）</p> <p>第十三条の二 法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される法</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章の三 略</p> <p>第七章の四 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造（<u>第百三十六条の二の九</u>）</p> <p>第七章の五 型式適合認定等（<u>第百三十六条の二の十一―第百三十六条の二の十二</u>）</p> <p>第七章の六 指定確認検査機関等（<u>第百三十六条の二の十三―第百三十六条の二の十五</u>）</p> <p>第七章の七 建築基準適合判定資格者の登録手数料（<u>第百三十六条の二の十六</u>）</p> <p>第七章の八 工事現場の危害の防止（<u>第百三十六条の二の十七―第百三十六条の八</u>）</p> <p>第七章の九～第十章 略</p> <p>附則</p> <p>（建築物の建築に関する確認の特例）</p> <p>第十三条の二 法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される法</p>

第六条第一項（法第八十七条第一項及び法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次の各号（法第八十七条第一項において準用する場合にあつては第一号及び第二号、法第八十七条の二において準用する場合にあつては第二号。以下この条において同じ。）に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の部分が第三百三十六条の二の十一第一号に掲げるものであるもの 同号に掲げる規定

二 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の部分が第三百三十六条の二の十一第二号の表の建築物の部分の欄の各項に掲げるものであるもの 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分が、当該認定型式に適合する建築物の部分に適用される場合に限る。）

三・四 略

（地区計画等の区域内において条例で定める制限）

第三百三十六条の二の五 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容として定められたものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。

一〇七 略

第六条第一項（法第八十七条第一項及び法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次の各号（法第八十七条第一項において準用する場合にあつては第一号及び第二号、法第八十七条の二において準用する場合にあつては第二号。以下この条において同じ。）に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の部分が第三百三十六条の二の十第一号に掲げるものであるもの 同号に掲げる規定

二 法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の部分が第三百三十六条の二の十第二号の表の建築物の部分の欄の各項に掲げるものであるもの 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分が、当該認定型式に適合する建築物の部分に適用される場合に限る。）

三・四 略

（地区計画等の区域内において条例で定める制限）

第三百三十六条の二の五 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容として定められたものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。

一〇七 略

八 建築物の形態又は意匠の制限 地区計画等の区域（景観法（平成十六年法律第十号）第七十六条第一項の規定に基づく条例の規定による制限が行われている区域を除く。）内に存する建築物に関して、その屋根又は外壁の形態又は意匠をその形状又は材料によつて定めた制限であること。

九 十五 略

2 11 略

（都道府県知事が指定する区域内の建築物に係る制限）

第三百三十六条の二の九 法第六十八条の九第一項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項のうち必要なものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。

一 六 略

2 法第六十八条の九第一項の規定に基づく条例については、第三百三十条の二第二項の規定を準用する。

3 法第六十八条の九第一項の規定に基づく条例には、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認められるものについて、当該条例に定める制限の全部又は一部の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

（準景観地区内の建築物に係る制限）

第三百三十六条の二の十 法第六十八条の九第二項の規定に基づく条例によ

八 建築物の形態又は意匠の制限 建築物の屋根又は外壁の形態又は意匠をその形状又は材料によつて定めた制限であること。

九 十五 略

2 11 略

（都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限）

第三百三十六条の二の九 法第六十八条の九の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項のうち必要なものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。

一 六 略

2 法第六十八条の九の規定に基づく条例については、第三百三十条の二第二項の規定を準用する。

3 法第六十八条の九の規定に基づく条例には、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認められるものについて、当該条例に定める制限の全部又は一部の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

る制限は、次の各号に掲げる事項のうち必要なものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。

一 建築物の高さの最高限度 地域の特性に応じた高さを有する建築物を整備し又は保全することが良好な景観の保全を図るために特に必要と認められる区域、当該地域が連続する山の稜線その他その背景と一体となつて構成している良好な景観を保全するために特に必要と認められる区域その他一定の高さを超える建築物の建築を禁止することが良好な景観の保全を図るために特に必要と認められる区域について、当該区域における良好な景観の保全に貢献する合理的な数値であり、かつ、地階を除く階数が二である建築物の通常の高さを下回らない数値であること。

二 建築物の高さの最低限度 地域の特性に応じた高さを有する建築物を整備し又は保全することが良好な景観の保全を図るために特に必要と認められる区域について、当該区域における良好な景観の保全に貢献する合理的な数値であること。

三 壁面の位置の制限 建築物の位置を整えることが良好な景観の保全を図るために特に必要と認められる区域について、当該区域における良好な景観の保全に貢献する合理的な制限であり、かつ、建築物の壁若しくはこれに代わる柱の位置の制限又は当該制限と併せて定められた建築物に附属する門若しくは塀で高さ二メートルを超えるもの位置の制限であること。

四 建築物の敷地面積の最低限度 建築物の敷地が細分化されることを

防止することが良好な景観の保全を図るために特に必要と認められる区域について、当該区域における良好な景観の保全に貢献する合理的な数値であること。

2 法第六十八条の九第二項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積の最低限度を定める場合においては、当該条例に、当該条例の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの及び現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合の適用の除外に関する規定（法第三条第三項第一号及び第五号の規定に相当する規定を含む。）を定めるものとする。

3 法第六十八条の九第二項の規定に基づく条例については、第三百三十条の二第二項及び前条第三項の規定を準用する。

（型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定）

第三百三十六條の二の十一 略

（型式部材等製造者等に係る認証の有効期間）

第三百三十六條の二の十二 略

（認証外国型式部材等製造者の工場等における検査に要する費用の負担

（型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定）

第三百三十六條の二の十一 略

（型式部材等製造者等に係る認証の有効期間）

第三百三十六條の二の十一 略

（認証外国型式部材等製造者の工場等における検査に要する費用の負担

第百三十六条の二の十三 略

(指定確認検査機関に係る指定の有効期間)

第百三十六条の二の十四 略

(指定認定機関等に係る指定等の有効期間)

第百三十六条の二の十五 略

(承認認定機関等の事務所における検査に要する費用の負担)

第百三十六条の二の十六 略

(登録手数料)

第百三十六条の二の十七 略

(仮囲い)

第百三十六条の二の十八 略

(市町村の建築主事等の特例)

第百四十八条 略

2 法第九十七条の二第四項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務で政令で定めるものは、次に掲げる事務（建築審査会が置かれていない市町村の長にあつては、第一号及び第三号に掲げる事務

第百三十六条の二の十二 略

(指定確認検査機関に係る指定の有効期間)

第百三十六条の二の十三 略

(指定認定機関等に係る指定等の有効期間)

第百三十六条の二の十四 略

(承認認定機関等の事務所における検査に要する費用の負担)

第百三十六条の二の十五 略

(登録手数料)

第百三十六条の二の十六 略

(仮囲い)

第百三十六条の二の十七 略

(市町村の建築主事等の特例)

第百四十八条 略

2 法第九十七条の二第四項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務で政令で定めるものは、次に掲げる事務（建築審査会が置かれていない市町村の長にあつては、第一号及び第三号に掲げる事務

<p>3 略</p> <p>三・四 略</p> <p>二 法第四十三条第一項、法第四十四条第一項第二号、法第五十二条第十三項（同項第二号に該当する場合に限る。）、法第五十三条第五項、法第五十三条の二第一項、法第六十七条の二第三項第二号、法第六十八条第三項第二号及び法第六十八条の七第五項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、前項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務</p>	<p>3 略</p> <p>三・四 略</p> <p>二 法第四十三条第一項、法第四十四条第一項第二号、法第五十二条第十三項（同項第二号に該当する場合に限る。）、法第五十三条第五項、法第五十三条の二第一項、法第六十七条の二第三項第二号及び法第六十八条の七第五項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、前項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務</p>
---	--

改正案	現行
<p>（沿道地区整備計画において定める建築物等に関する事項）</p> <p>第五条の二 法第九条第六項第二号の建築物等に関する事項で政令で定めるものは、<u>垣又はさくの構造の制限とする。</u></p> <p>（届出を要する行為）</p> <p>第七条 法第十条第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、次の各号に掲げる土地の区域内において行う当該各号に定める行為とする。</p> <p>一 沿道地区計画において用途の制限が定められ、又は用途に応じて建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）に関する制限が定められている土地の区域 建築物等の用途の変更（用途変更後の建築物等が沿道地区計画において定められた用途の制限又は用途に応じた建築物等に関する制限に適合しないこととなる場合に限る。）</p> <p>二 沿道地区計画において建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められている土地の区域 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更</p> <p>三 略</p> <p>（通常管理行為、軽易な行為その他の行為）</p>	<p>（法第九条第六項第二号の政令で定める建築物等に関する事項）</p> <p>第五条の二 法第九条第六項第二号の建築物等に関する事項で政令で定めるものは、<u>建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の形態若しくは意匠の制限又は垣若しくはさくの構造の制限とする。</u></p> <p>（届出を要する行為）</p> <p>第七条 法第十条第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、次の各号に掲げる土地の区域内において行う当該各号に定める行為とする。</p> <p>一 沿道地区計画において用途の制限が定められ、又は用途に応じて建築物等に関する制限が定められている土地の区域 建築物等の用途の変更（用途変更後の建築物等が沿道地区計画において定められた用途の制限又は用途に応じた建築物等に関する制限に適合しないこととなる場合に限る。）</p> <p>二 沿道地区計画において建築物等の形態又は意匠の制限が定められている土地の区域 建築物等の形態又は意匠の変更</p> <p>三 略</p> <p>（通常管理行為、軽易な行為その他の行為）</p>

第八条 法第十条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 三

四 第二号に掲げる建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更

五・六 略

第八条 法第十条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 三

四 第二号に掲げる建築物等の形態又は意匠の変更

五・六 略

改 正 案	現 行
<p>（集落地区整備計画において定める建築物等に関する事項）</p> <p>第四条 法第五条第四項第二号の建築物等に関する事項で政令で定めるものは、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてその集落地域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の区域を整備し、又は保全するため必要がある場合における建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限又は垣若しくはさくの構造の制限とする。</p> <p>（届出を要する行為）</p> <p>第五条 法第六条第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、次の各号に掲げる土地の区域内において行う当該各号に定める行為とする。</p> <p>一 集落地区計画において用途の制限が定められ、又は用途に応じて建築物その他の工作物（以下この条、次条及び第八条において「建築物等」という。）に関する制限が定められている土地の区域 建築物等の用途の変更（用途変更後の建築物等が集落地区計画において定められた用途の制限又は用途に応じた建築物等に関する制限に適合しないこととなる場合に限る。）</p> <p>二 集落地区計画において建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められている土地の区域 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更</p> <p>三 略</p>	<p>（法第五条第四項第二号の政令で定める建築物等に関する事項）</p> <p>第四条 法第五条第四項第二号の建築物等に関する事項で政令で定めるものは、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてその集落地域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の区域を整備し、又は保全するため必要がある場合における建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物その他の工作物（第五条、第六条及び第八条において「建築物等」という。）の形態若しくは意匠の制限又は垣若しくはさくの構造の制限とする。</p> <p>（届出を要する行為）</p> <p>第五条 法第六条第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、次の各号に掲げる土地の区域内において行う当該各号に定める行為とする。</p> <p>一 集落地区計画において用途の制限が定められ、又は用途に応じて建築物等に関する制限が定められている土地の区域 建築物等の用途の変更（用途変更後の建築物等が集落地区計画において定められた用途の制限又は用途に応じた建築物等に関する制限に適合しないこととなる場合に限る。）</p> <p>二 集落地区計画において建築物等の形態又は意匠の制限が定められている土地の区域 建築物等の形態又は意匠の変更</p> <p>三 略</p>

(通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第六条 法第六条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 三 略

四 第二号に掲げる建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更

五・六 略

(通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第六条 法第六条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 三 略

四 第二号に掲げる建築物等の形態又は意匠の変更

五・六 略

○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（抄）（第六条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区整備計画において定める建築物等に関する事項）</p> <p>第九条 法第三十二条第三項及び第四項第二号の建築物等に関する事項で政令で定めるものは、<u>垣又ははさくの構造の制限とする。</u></p> <p>（届出を要する行為）</p> <p>第十条 法第三十三条第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 防災街区整備地区計画において建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められている土地の区域内においてする建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更</p> <p>四 略</p> <p>（届出を要しない防災街区整備地区計画の区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）</p> <p>第十一条 法第三十三条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 第二号に掲げる建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更</p> <p>五・六 略</p>	<p>（法第三十二条第三項及び第四項第二号の政令で定める建築物等に関する事項）</p> <p>第九条 法第三十二条第三項及び第四項第二号の建築物等に関する事項で政令で定めるものは、<u>建築物等の形態若しくは意匠の制限又は垣若しくははさくの構造の制限とする。</u></p> <p>（届出を要する行為）</p> <p>第十条 法第三十三条第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 防災街区整備地区計画において建築物等の形態又は意匠の制限が定められている土地の区域内においてする建築物等の形態又は意匠の変更</p> <p>四 略</p> <p>（法第三十三条第一項第一号の政令で定める行為）</p> <p>第十一条 法第三十三条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 第二号に掲げる建築物等の形態又は意匠の変更</p> <p>五・六 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第八条第八号の法令の規定）</p> <p>第三条の二 法第八条第八号（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 景觀法（平成十六年法律第百十号）第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第百条</p> <p>五 七 略</p>	<p>（法第八条第八号の法令の規定）</p> <p>第三条の二 法第八条第八号（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 六 略</p>

○ 日本道路公団法施行令（昭和三十二年政令第百八十号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第八条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十八 略</p> <p>十九 景観法（平成十六年法律第百十号）<u>第十六条第五項及び第六項、第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五項</u></p> <p>二十～二十七 略</p> <p>二十八 <u>景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三條第二号（同令第二十五條において準用する場合を含む。）</u></p> <p>二十九 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第八条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十八 略</p> <p>十九 景観法（平成十六年法律第百十号）<u>第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</u></p> <p>二十～二十七 略</p> <p>二十八 略</p> <p>2 略</p>

○ 首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（空地の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）</p> <p>第八条 公園、緑地等の空地の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 景観地区及び風致地区の配置に関する事項</p> <p>三・四 略</p>	<p>（空地の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）</p> <p>第八条 公園、緑地等の空地の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 美観地区及び風致地区の配置に関する事項</p> <p>三・四 略</p>

○ 首都高速道路公団法施行令（昭和三十四年政令第二百六十三号）（抄）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十七 略</p> <p>十八 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項、<u>第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五項</u></p> <p>十九～二十六 略</p> <p>二十七 <u>景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三條第二号（同令第二十五條において準用する場合を含む。）</u></p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十七 略</p> <p>十八 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項 <u>並びに第二十二條第四項</u></p> <p>十九～二十六 略</p> <p>2 略</p>

○ 阪神高速道路公団法施行令（昭和三十七年政令第百七十二号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十七 略</p> <p>十八 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項、<u>第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五項</u></p> <p>十九～二十六 略</p> <p>二十七 <u>景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三條第二号（同令第二十五條において準用する場合を含む。）</u></p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十七 略</p> <p>十八 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項<u>並びに第二十二條第四項</u></p> <p>十九～二十六 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書及び第十二項ただし書、第五十二条第九項、第十項及び第十三項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十七条の二第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の二第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十二条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項並びに第八十六条の二第一項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分</p> <p>三〇五の三 略</p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書及び第十二項ただし書、第五十二条第九項、第十項及び第十三項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十七条の二第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の二第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十二条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項並びに第八十六条の二第一項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分</p> <p>三〇五の三 略</p>

五の四 景観法（平成十六年法律第百十号）第二十二條第一項及び第三十一條第一項の許可、同法第六十三條第一項の認定並びに同法第七十二條第一項、第七十三條第一項、第七十五條第一項及び第二項並びに第七十六條第一項の規定に基づく条例の規定による処分
六〇二十七 略

（法第三十五條第一項第二号の法令に基づく制限）

第三條 法第三十五條第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十三年法律第百一十号）第三十八條第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六條及び第二十八條の規定により同法第三十八條第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 略

二 建築基準法第三十九條第二項、第四十三條、第四十三條の二、第四十四條第一項、第四十五條第一項、第四十七條、第四十八條第一項から第十二項まで（同法第八十八條第二項において準用する場合を含む。）、第四十九條（同法第八十八條第二項において準用する場合を含む。）、第五十條（同法第八十八條第二項において準用する場合を含む。）、第五十二條第一項から第十三項まで、第五十二條の二第三項、第五十三條第一項から第六項まで、第五十三條の二第一項から第三項まで、第五十四條、第五十五條第一項から第三項まで、第五十六條、第五十六條の二、第五十七條の二、第

五の四 景観法（平成十六年法律第百十号）第二十二條第一項及び第三十一條第一項の許可

六〇二十七 略

（法第三十五條第一項第二号の法令に基づく制限）

第三條 法第三十五條第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十三年法律第百一十号）第三十八條第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六條及び第二十八條の規定により同法第三十八條第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 略

二 建築基準法第三十九條第二項、第四十三條、第四十三條の二、第四十四條第一項、第四十五條第一項、第四十七條、第四十八條第一項から第十二項まで（同法第八十八條第二項において準用する場合を含む。）、第四十九條（同法第八十八條第二項において準用する場合を含む。）、第五十條（同法第八十八條第二項において準用する場合を含む。）、第五十二條第一項から第十三項まで、第五十二條の二第三項、第五十三條第一項から第六項まで、第五十三條の二第一項から第三項まで、第五十四條、第五十五條第一項から第三項まで、第五十六條、第五十六條の二、第五十七條の二、第

五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項から第三項まで及び第六項、第六十一条、第六十二条、第六十七条の二第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで並びに第八十六条の二第一項から第三項まで

三〇五の二 略

五の三 景観法第十六条第一項及び第二項、第二十二条第一項、第三十一条第一項、第四十一条、第六十三条第一項、第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十五条第一項及び第二項、第七十六条第一項、第八十六条並びに第九十条第四項

六〇三十二 略

2・3 略

五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項から第三項まで及び第六項、第六十一条、第六十二条、第六十七条の二第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条、第六十八条の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで並びに第八十六条の二第一項から第三項まで

三〇五の二 略

五の三 景観法第十六条第一項及び第二項、第二十二条第一項、第三十一条第一項、第四十一条、第八十六条並びに第九十条第四項

六〇三十二 略

2・3 略

○ 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 二十 略</p> <p>二十二 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項、<u>第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五項</u></p> <p>二十三 三十 略</p> <p>三十一 <u>景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三條第二号（同令第二十五條において準用する場合を含む。）</u></p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 二十 略</p> <p>二十二 景観法（平成十六年法律第百十号）<u>第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</u></p> <p>二十三 三十 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十七 略</p> <p>十八 景観法（平成十六年法律第百十号）<u>第十六条第五項及び第六項</u>、<u>第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五項</u></p> <p>十九〇二十六 略</p> <p>二十七 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）<u>第二十三條第二号</u>（同令第二十五條において準用する場合を含む。）</p> <p>二十八 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十七 略</p> <p>十八 景観法（平成十六年法律第百十号）<u>第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</u></p> <p>十九〇二十六 略</p> <p>二十七 略</p> <p>2 略</p>

○ 本州四国連絡橋公団法施行令（昭和四十五年政令第二百九号）（抄）（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第四条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 二十二 略</p> <p>二十三 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項、<u>第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五項</u></p> <p>二十四 三十 略</p> <p>三十一 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）<u>第二十三條第二号</u>（同令第二十五号において準用する場合を含む。）</p> <p>三十二 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第四条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 二十二 略</p> <p>二十三 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに<u>第二十二條第四項</u></p> <p>二十四 三十 略</p> <p>三十一 略</p> <p>2 略</p>

○ 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（抄）（第十六条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、指定都市が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、中核市が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十一 略</p> <p>十二 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項</p> <p>十三〇十六 略</p> <p>十七 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三条第二号（同令第二十五条において準用する場合を含む。）</p> <p>2・3 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、指定都市が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、中核市が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十一 略</p> <p>十二 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項</p> <p>十三〇十六 略</p> <p>2・3 略</p>

○ 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第一号、第二号及び第七号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十 略</p> <p>十一 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項、<u>第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五項</u></p> <p>十二 略</p> <p>十三 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）<u>第二十三條第二号</u>（同令第二十五条において準用する場合を含む。）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第一号、第二号及び第七号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十 略</p> <p>十一 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項<u>並びに第二十二條第四項</u></p> <p>十二 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書及び第十二項ただし書、第五十二条第九項、第十項及び第十三項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十七条の二第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の二第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十二条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項並びに第八十六条の二第一項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分</p> <p>三 六の二 略</p>	<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書及び第十二項ただし書、第五十二条第九項、第十項及び第十三項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十七条の二第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の二第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十二条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項並びに第八十六条の二第一項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分</p> <p>三 六の二 略</p>

六の三 景観法（平成十六年法律第百十号）第二十二條第一項及び第
三十一條第一項の許可、同法第六十三條第一項の認定並びに同法第
七十二條第一項、第七十三條第一項、第七十五條第一項及び第二項
並びに第七十六條第一項の規定に基づく条例の規定による処分
七〇三十一 略

六の三 景観法（平成十六年法律第百十号）第二十二條第一項及び第
三十一條第一項の許可
七〇三十一 略

○ 日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号）（抄）（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十一条 次の法令の規定については、公社を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三十九 略</p> <p>四十 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項、<u>第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五項</u></p> <p>四十一～四十七 略</p> <p>四十八 <u>景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三條第二号（同令第二十五條において準用する場合を含む。）</u></p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十一条 次の法令の規定については、公社を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三十九 略</p> <p>四十 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項<u>並びに第二十二條第四項</u></p> <p>四十一～四十七 略</p> <p>2 略</p>

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第二十条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十 略</p> <p>二十一 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項、第二十二条第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項</p> <p>二十二～二十七 略</p> <p>二十八 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三条第二号（同令第二十五条において準用する場合を含む。）</p> <p>二十九 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十 略</p> <p>二十一 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二条第四項</p> <p>二十二～二十七 略</p> <p>二十八 略</p> <p>2 略</p>

○ 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（第二十一条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五十七条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十九 略</p> <p>二十 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項、<u>第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五項</u></p> <p>二十一 二十 略</p> <p>二十八 <u>景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三條第二号（同令第二十五條において準用する場合を含む。）</u></p> <p>二十九 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五十七条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十九 略</p> <p>二十 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項<u>並びに第二十二條第四項</u></p> <p>二十一 二十 略</p> <p>二十八 略</p> <p>2 略</p>

○ 独立行政法人緑資源機構法施行令（平成十五年政令第四百三十八号）（抄）（第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>（他の法令の準用） 第四十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～八 略 九 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項、 第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五項 十・十一 略 十二 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三條第二号（同令第二十五号において準用する場合を含む。）</p>
<p>現行</p>	<p>（他の法令の準用） 第四十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～八 略 九 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項 十・十一 略</p>

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第二十三関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十二條 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 四十七 略</p> <p>四十八 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項、<u>第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五項</u></p> <p>四十九 六十二 略</p> <p>六十三 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）<u>第二十三條第二号</u>（同令第二十五条において準用する場合を含む。）</p> <p>2・3 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十二條 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 四十七 略</p> <p>四十八 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに<u>第二十二條第四項</u></p> <p>四十九 六十二 略</p> <p>2・3 略</p>

○ 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）（第二十四条関係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 一 二十一 略</p> <p>二十二 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項、第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五項</p> <p>二十三 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三條第二号（同令第二十五條において準用する場合を含む。）</p> <p>2 略</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 一 二十一 略</p> <p>二十二 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</p> <p>2 略</p>

○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 三十一 略 三十二 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項、<u>第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五項</u> 三十三 四十二 略 四十三 <u>景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三條第二号（同令第二十五條において準用する場合を含む。）</u></p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 三十一 略 三十二 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに<u>第二十二條第四項</u> 三十三 四十二 略</p> <p>2 略</p>

○ 独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令（平成十五年政令第五百五十五号）（抄）（第二十六条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第十六条 次に掲げる法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～五 略 六 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項、 第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五項 七 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三條第二号（同令第二十五条において準用する場合を含む。）</p>	<p>（他の法令の準用） 第十六条 次に掲げる法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～五 略 六 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</p>

○ 独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（抄）（第二十七条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十四条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十二 略</p> <p>十三 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項、<u>第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五項</u></p> <p>十四・十五 略</p> <p>十六 <u>景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三條第二号（同令第二十五條において準用する場合を含む。）</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十四条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十二 略</p> <p>十三 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項<u>並びに第二十二條第四項</u></p> <p>十四・十五 略</p> <p>2・3 略</p>

○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）（抄）（第二十八条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 二十二 略</p> <p>二十三 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項、第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五項</p> <p>二十四 三十 略</p> <p>三十一 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三條第二号（同令第二十五條において準用する場合を含む。）</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 二十二 略</p> <p>二十三 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並びに第二十二條第四項</p> <p>二十四 三十 略</p> <p>2 略</p>

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）（抄）（第二十九条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十九条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九 略</p> <p>十 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項、 第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五 項</p> <p>十一・十二 略</p> <p>十三 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十三條第 二号（同令第二十五条において準用する場合を含む。）</p> <p>十四 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十九条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九 略</p> <p>十 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項並 びに第二十二條第四項</p> <p>十一・十二 略</p> <p>十三 略</p> <p>2 略</p>